

令和元年第5回教育委員会議 会議録

1 開催日時

令和元年 9月24日(火) 午前10時00分～午前10時55分

2 開催場所

石鳥谷総合支所2階 庁議室

3. 出席委員(6名)

教育長 佐藤 勝
委員 中村 弘樹
委員 伊藤 明子
委員 役重 眞喜子
委員 衣更着 潤
委員 熊谷 勇夫

4. 説明のため出席した職員

教育部長	岩間 裕子
教育企画課長	小原 賢史
学務管理課長	佐々木 晋
学校教育課長	中村 哲
こども課長	今井 岳彦
文化財課長	平野 克則

5. 書記

教育企画課 課長補佐 大竹 誠治 総務企画係長 大和 あゆみ
主査 佐々木 晶子(書記)

6. 議事録

○佐藤教育長

ただ今から令和元年第5回花巻市教育委員会議定例会を開会いたします。会議の日時令和元年9月24日午前10時、会議の場所、石鳥谷総合支所庁議室、日程第1会期の決定であります。本日1日とすることに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

○佐藤教育長

それでは異議なしと認め、本日1日と決定いたします。日程第2、議事に入ります。議案第10号「花巻市立幼稚園管理運営規則の一部を改正する規則」を議題いたします。事務局から提案内容の説明を求めます。はい、今井こども課長。

○今井こども課長

議案第10号「花巻市立幼稚園管理運営規則の一部を改正する規則」について御説明申し上げます。本規則は、子ども・子育て支援法の一部改正による、幼児教育・保育の無償化に関する花巻市立幼稚園保育料等条例の廃止に伴い、所要の改正をしようとするものであります。改正の内容について御説明いたします。お手元に配付しております、議案第10号資料その1「花巻市立幼稚園管理運営規則の一部を改正する規則案資料」、その2「花巻市立幼稚園管理運営規則の一部を改正する規則新旧対照表」を御参照願います。第18条は、保育料、入園料の額及び徴収方法等に関する規定、第19条は、保育料等滞納者に対する処置に関する規定であります。条例の廃止に伴い、条項を削るものであります。第20条及び第21条は、条項の移動を行うものであります。次に施行期日であります。本規則は令和元年10月1日から施行しようとするものであります。附則第2項は、所要の経過措置を講じるものであります。以上で説明を終わりますがよろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○佐藤教育長

ただ今、事務局から説明を受けました。本案に関し質疑の方ございませんか。何かございましたらどうぞお願いします。ございませんか。

衣更着委員。

○衣更着委員

附則に関わることですけれども、令和元年の10月1日から施行するというところで、施行すると文言が入らなくてもよろしいのでしょうか。

○今井こども課長

はい、附則のほうに入ります。

○佐藤教育長

大丈夫ですか。

○衣更着委員

規則の新旧対照表に、その附則の部分が無かったので、どうなっているのかなっていうことでした。

○佐藤教育長

ほかにございませんか。役重委員。

○役重委員

この条例の廃止は9月議会だったのでしょうか。

○今井こども課長

はい。9月議会で廃止されております。

○役重委員

この後で報告があるのかな。ちょっと今回の資料にはそれが無くて、一般質問しか載っていないので。

○今井こども課長

9月議会の状況については、10月の教育委員会議の際に御報告申し上げるということになっているようでございます。

○役重委員

一般質問は今回報告だけれど、議案は10月ですね。わかりました。本来であれば条例がどういうもので、どういうふうに廃止されたという説明がないと、規則の条項だけここで廃止していいのかどうか、本来であれば判断しかねるところです。ちょっと御説明いただければ。

○今井こども課長

はい、説明いたします。9月議会におきまして「花巻市立幼稚園保育料等条例を廃止する条例案」が9月17日に審議が行われまして、この廃止する条例案が可決されたところでございます。今回、幼児教育・保育の無償化におきまして、幼稚園については月額で2万5,700円を上限として無償化になります。市立幼稚園につきましては無償化の対象が、保育料と入園料を合わせて2万5,700円が上限になりますが、市立幼稚園の場合は保育料が所得によって違いますが最大でも月額1万6,700円、それから入園料が4,200円となっております。合計しましても2万5,700円内に収まるということになります。無償化の実施によりまして、花巻市立幼稚園につきましては、もう保育料も入園料も徴収する必要がなくなるということになりまして、この条例自体を廃止したということになります。それを受けまして、今回の規則につきましても、保育料の徴収と、またその保育料にかかる滞納に関する条項を削る改正を行うということで、今回提案させていただいたものでございます。以上でございます。

○役重委員

そうしますと保育所のほうの条例と規則についても、同様に廃止なり改正なりが平行で行われたということですね。

○今井こども課長

そのとおりでございます。

○佐藤教育長

他に、よろしいでしょうか。なしということではよろしいでしょうか。それでは、質疑なしと認め、質疑を終結いたします。それでは採決いたします。お諮りいたします。議案第10号「花巻市立幼稚園管理運営規則の一部を改正する規則」を原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(異議なしの声)

○佐藤教育長

異議なしと認めます。議案第10号は原案のとおり議決されました。以上で議案の審議は終了いたしました。

日程第3、報告事項に入ります。事務局から報告をお願いいたします。岩間教育部長。

○岩間教育部長

それではお手元に配付しております。資料ナンバー1「令和元年第2回（9月）花巻市議会定例会 教育関係事項」について御報告をさせていただきます。申しわけございませんが座って説明させていただきます。本日の議会の報告につきましては、一般質問の内容のみの報告とさせていただきます。まず、一般質問でございますが、教育行政について、登壇議員13名中4名の議員から質問があったところでございます。内容につきましては、1枚めくっていただきまして、詳細が通告議員ごとでございますのでそちらのほうをご覧くださいと思います。

通告3番の藤原伸議員でございますが、新たな県立学校再編計画、後期計画についてということで、2点にわたっての質問がございました。1点目が、岩手中部ブロック地域検討会議の内容について伺う。2点目が、市が要望している県立の中高一貫校新設について伺うというものでございました。

1点目の、岩手中部ブロック地域検討会議の内容については、県教育委員会では令和3年度から7年度までを計画期間とする新たな県立高等学校再編計画の後期計画の策定に向けた検討のために、岩手県内を10ブロックに分けて地域検討会議を各4回開催する予定であり、岩手中部ブロックについては平成31年2月からこれまで3回開催されており、このうち第3回については令和元年8月1日に開催され、テーマは各地域における学校、学科の配置についてでありました。この第3回検討会議における市長からの意見は、花巻南高等学校と花北青雲高等学校の学級減が延期されたことについて県教育委員会のご英断に感謝を申し上げるとともに、両校の志願者数の状況の現状に鑑み今後も学級減は実施しないこと。また、大迫高等学校での留学生の受け入れを県教育委員会にお認めいただいたことに感謝申し上げるとともに、中山間地域に立地する小規模校については高等学校教育の機会均等の観点から存続が必要であること。会議の論点は学級数の調整か学校統合の二者択一ではなく、現状維持ということも選択肢に入れるべきであり、岩手中部ブロックにおいては充足率が高いことからこれ以上の再編の必要性はないのではないかということ。また地域の高校に通いながら大学に進学できる環境をつくることが必要であり、その解決策として県立の併設型中高一貫校を岩手中部地区の花巻市に設置することを提案しているところでございます。教育長からは、花巻南高等学校・花北青雲高等学校については、毎年先が見通せない状況では中学校の進路指導上好ましい状況ではなく、岩手中部地域の高等学校は学科・学系・学級数のバランスもよく現状を維持すべきであり、当該ブロック内の学級減や統廃合は凍結すべきであること。県教育委員会の提案は、学級数の調整、学校

の統合であるが、大切なのは学校・学科がより魅力的であることであり、国の教育再生実行会議の第1次提言においても普通科に代わる枠組みの構築、発達障害や不登校傾向など特別な配慮が必要な生徒への支援の充実、中山間地への配慮が盛り込まれていることから、この視点での検討が必要ではないかとの意見を述べたことを答弁いたしました。

次ページになりますが、2点目の、市が要望している県立の中高一貫新設校については、平成21年4月に岩手県立一関第一高等学校に同校附属中学校が1学年80人定員で設置され、県内各地から向学心に燃える子供たちが中学校の入学選抜試験を経て入学しており、一関第一高等学校においては、いわゆる難関大学やあるいは医学部への進学者が年々増加し、次世代のリーダーとして期待される人材の育成が着実に推進されていることから、この併設型中高一貫校の成果を他の地域にも拡充していくべき時期になっていると考え、県立の併設型中高一貫校を花巻内へ新設するよう、昨年、平成30年度から要望を行ってきたこと。また次ページになりますが、花巻市から20人を超える生徒が盛岡市内のいわゆる進学校に、また一関第一高等学校附属中学校にも毎年数名が入学しており、その中でも盛岡市内に進学する場合においては、子供と保護者がアパートを借りて盛岡市内に住み、花巻との二重生活をせざるをえない状況が見られると聞き及んでいること。一方で花巻北高等学校は、1学年定員240人のうち市外からの入学者が例年80名程度あり、中部地域において大学進学を希望する生徒にとってこの花巻北高等学校が拠点校となっていることから、同校の学習環境を向上させることで地元の高校で学び、希望する大学に進学できる環境をつくることが可能であると考えていること。岩手中部地域においては東芝メモリなどの企業立地が進んでいるが、交通の要衝である花巻市に教育環境が整った県立の併設型中高一貫校を設置することにより、県外からの転入者の教育ニーズに答えることが可能となり、単身ではなく御家族で岩手中部地域に転入することによる定住人口の増加が期待されるものと考えていると答弁いたしました。

次に通告6番の照井明子議員の質問でございますが、花巻市立小中学校における適正規模適正配置に関する基本方針について、ということで大きく2点。1点目は、PTAや地域からの要請で開催した説明会等の状況について伺う。2点目が、小中一貫校導入について伺うというものでございました。

1点目の基本方針策定後のPTA及び地域等からの要請による説明会開催の状況につきましては、本年6月に各小中学校PTAを対象として本基本方針を踏まえた教育懇談会の開催の呼びかけを行い、これまでに7件の申し込みをいただいております。7月12日の大迫小学校PTAで参加者10名、7月31日の若葉小学校PTA及び花巻中学校PTA合同開催で参加者22名、9月10日の内川目小学校PTAで参加者14名となっていること。今後、9月中に矢沢中学校PTA、10月中に湯口中学校PTA、大迫中学校PTA、笹間第二小学校PTAでの開催を予定していること。教育

懇談会とは別に、亀ヶ森小学校PTAと地域住民の有志の方々により組織された亀ヶ森地区の子供たちの教育環境を考える会が本年6月に開催した勉強会にお呼びいただき、14名の参加であったことを答弁いたしました。

2点目の小中一貫校の導入についての1つ目、併設型小学校中学校と義務教育学校の2択の理由についてでございますが、花巻市の小中学校は全て花巻市長が設置者となっている市立学校のみであり、義務教育学校以外の学校類型として選択できるものが「併設型小学校・中学校」しかないため、基本方針においてこの二つを選択したものであること。2つ目の小中一貫校と小中学校連携の違いにつきましては、基本方針に小中一貫校の導入の基本的な考え方を記載したのは、平成28年4月1日に学校教育法が改正され、同項第1条に定める学校の範囲に義務教育学校が追加されたことから、この新たな学校種の設置についてあらかじめ一定の方針を示しておく必要があると考えたものであり、設置することを決めたものではないことを申し上げた上で、小中連携教育は小中学校段階の教員が情報交換や交流を行うことを通じて、小学校教育から中学校教育への円滑な接続を目指すもので、小中一貫教育は小中学校段階の教員が目指す子供像を共有し、9年間を通じた教育課程を編成し系統的な教育を目指すものであるとされていることを御説明いたしました。文部科学省による小中一貫教育の導入状況調査の結果から、小中一貫教育を導入した場合において、中1ギャップが緩和されたとする回答が93%に達しており高い効果が見られる状況となっていること。さらに、学習指導要領の改訂により小学校における英語の教科化やプログラミング教育の導入が行われ、これまで小学校教諭が必要としなかった技能の習得が急がれている学習指導上の課題のほか、貧困や虐待等の家庭環境を背景とする課題といった長期的かつ継続的な取り組みが求められる事案が増加している現状において、小中連携よりさらに一体的に課題に対応できる小中一貫校の導入を検討することは意義があると考えていることも答弁しております。

3つ目の小学生及び中学生を同一学校で教育するメリット及びデメリットについては、文部科学省による小中一貫教育導入状況調査やさまざまな研究レポート等によりますと、メリットは日常生活はもとよりさまざまな学校行事の実施に当たって、小学生と中学生が協力して取り組む環境が作り出されることにより、小学生は中学生の行動を手本に成長し、中学生はリーダーとしての意識が高まることや、小学校低学年児童等への幼い子供たちへの慈しみの心、思いやりといったものが自然に醸成されること等が指摘されております。デメリットにつきましては、学校規模が小さい場合児童生徒の人間関係が固定化した場合にその解消が難しいこと、小学校高学年のリーダー性、主体性が育ちにくいこと、施設分離型の場合、施設間の移動手段、移動時間の確保、連携に非常に労を要し、教育効果や児童生徒及び教職員の負担が増加する懸念が指摘されていること。

4つ目の教職員配置数と多忙化解消につきましては、次ページになりますが、現行

の岩手県の基準によりますと、小学校1校と中学校1校の組み合わせによる小中一貫校の設置であれば、義務教育学校または小中一貫型小学校中学校のいずれの形式を選択した場合であっても、小学校の定数と中学校の定数の合計数とされており、教職員の配置数については現行どおりとなるものと認識していること。県内の例を見ますと、基準に基づく定数のほかに、1年間という限定ではありますが、新設校として教員1名の加配が行われていると伺っていることを回答しております。また小中一貫校を設置した場合、新たな取り組みの過程でさまざまな調整業務が生じたり、教職員が戸惑いを感じたりと、一時的に多忙化と多忙感が生じることは想定されますが、高学年への教科担任制の導入が効果的かつ効率的かつ広角的に推進できること、中学校の部活動対応について教職員の校務分掌を柔軟に行うことで解消が期待されること。問題行動への対応や地域との連携等についても、小中学校双方の教職員が義務教育9年間を通して互いに連携して一貫した対応が可能となること。小中一貫教育の意義や目的を教職員全員がしっかりと理解して取り組むことで、教職員の多忙化解消にも一定の効果があるものと認識していること。

5つ目の小中一貫教育の教育的効果についてでございますが、小中一貫教育の検証につきましては、文部科学省による調査結果や実践校の各種研究データ等を参考に認識を深めているところであり、今後も引き続き事例の研究や情報収集に努めてまいります。

6つ目の市財政への影響については、導入する学校が決まっていない状況では経費の試算などを行える段階になく、よって市財政への影響等についてはお答えできないこと。仮に小中一貫校を導入することになった場合で、既存の校舎での対応が難しく新しく校舎を整備することとなった場合は、通常の校舎改築では国からの補助率が3分の1のところ、小中一貫校の場合は補助率が2分の1とされていることを答弁したところでございます。

次に、通告9番の照井省三議員でございます。1件目は、県立高等学校再編計画についてでありまして、その中の1点目が前期計画について伺う。2点目が後期計画について伺うというものでございました。

1件目の県立高等学校再編計画についての1点目、前期計画についての1つ目、花巻南高等学校の1学級減が再延長、花北青雲高校の1学級減が延長となったことについての御質問であります。次ページになりますけれども、県教育委員会がこのような判断に至った背景としては、県南地域において企業立地が相次ぎ産業界からの人材確保が強く望まれている現状において、地元企業への就職者が多い花巻南高等学校及び花北青雲高等学校の学級減を行うことは人手不足の状況に拍車をかける恐れがあること。また何よりも、両校については入学志願者が多く定員割れとなっていない事実があるもの。また、市としましても市単独で要望してきたほか、商工会議所などと連携して要望を行ってきたところであり、これとあわせて両校が同窓会やPTAの方々

と一体となって魅力ある地域づくりを行っていることが高く評価されたものと考えていること。

2つ目の署名活動など、市民運動への所見についての御質問に対しましては、花巻南高等学校、花北青雲高等学校の両校の同窓会やPTAが学校地域と一体となって県教育委員会への要望活動を盛んに行ってきたことは十分に承知していること。特に花巻南高等学校同窓会を中心とした署名活動については、明治44年以来岩手県立花巻高等女学校として創立された同校の長い歴史が育んできた、同窓生や市民とのきずなが署名という形であらわれたものと感じており、同校の同窓会とPTAの皆様の活動に敬意を表するものであること。また大迫高等学校存続をめぐるましても、生徒確保対策協議会、PTA、地域の方々の熱い御支援、御努力が高く評価されたものと考えていることを答弁いたしました。

次に、2点目の後期計画についての一つ目、前期計画を踏まえて後期計画に対する市としての考え方、御質問の部分につきましては、藤原伸議員との答弁に重複するところが非常に多いところでございますので、これにつきましては割愛をさせていただきます。

ページをめくっていただきまして、照井省三議員の2件目。公立保育園の再編指針についての部分についての御説明をさせていただきます。この部分につきましては大きく2点御質問があり、民営化前後における保育園の正規職員及び非正規職員の割合について何うというものと、2件目が小規模な保育園の現状について何うというものでございました。公立保育園再編指針についての1点目、民営化前後における保育園の正規職員及び非正規職員の割合につきましては、日居城野保育園、南城保育園、湯本保育園の3園を民営化した平成29年4月1日現在と、その前年、平成28年4月1日現在で比較しますと、民営化移行前は正規職員51.16%、非正規職員48.84%であったものが、3園民営化後は民営開校後は正規職員55.41%、非正規職員44.59%となり、正規職員の割合がやや増加しているところであると。

2点目の小規模な保育園の現状についてのお尋ねのうち、1つ目の内川目保育園の統合による園児や保護者間の課題につきましては、閉園から1年4カ月を経過いたしました。大迫保育園からは「子供たちは一定の集団の中で多様な遊びを行うなど元気に仲よく活動しており、また保護者間の関係も良好であり、保育内容でも内川目保育園で行っていた神楽（しんがく）等も継承されている」ということで、非常に良好な状況であると報告を受けていること。

2つ目の他の保育園の動向につきましては、保育所の認可基準である定員20人を下回る入所児童数となっている公立保育園は、令和元年8月1日現在で、児童15名の亀ヶ森保育園と、13名の浮田保育園の2園となっていること。このうち、亀ヶ森保育園につきましては具体的な問題提起や要望はいただいているところですが、浮田保育園につきましては本年7月4日に、保護者会より閉園に対する要望書が提出さ

れたところであり、教育委員会として現在この要望を受けて、浮田地区の未就学児の保護者の方々を対象に保育園を選ぶ条件や浮田保育園のあり方についてアンケート調査を実施しているところであるということをご答弁いたしました。

次に通告10番の櫻井肇議員でございます。1件目幼児教育・保育の無償化についての中で大きく3点。1点目が認可外保育施設について伺う、2点目が無償化に伴う市財政運営への影響について伺う、3点目が副食費を市が負担する考えについて伺うというものでございました。

1点目の認可外保育施設についてでございますが、市内施設における保育事業者及び有資格者数のお尋ねにつきましては、市内の認可外保育施設8施設全体で、保育士49名、うち保育士資格を有する方は36名となっており、有資格者の割合は73.5%で、厚生労働省の認可外保育施設指導監督基準に定める「概ね3分の1以上」の基準を大きく上回っている状況にあること。市として一定の基準を定めることについてのお尋ねにつきましては、認可外保育施設の指導監督は県の権限となっているが、花巻市においては平成23年4月1日に権限移譲を受け、市が指導監督を行っていること。実地検査につきましては評価基準に基づき、保育に従事する者の数及び資格、保育室等の構造及び面積、非常災害に対する措置、保育内容、給食、健康管理、安全確保、利用者への情報提供、備えるべき帳簿、以上9項目について実施しているところであり、この実地検査に当たりましては昨年度より、保育士資格を有する園長経験のある教育委員会の課長補佐級の職員も同行し保育の視点から指導助言を行い、実地検査の精度を高めているところであり、教育委員会が実施しているこども園も含んだ保幼の一体研修事業に対しましても、認可外保育施設の保育士等の方々にも御参加いただき、保育の質の向上に努めていること。このような状況から、本市の認可外保育施設につきましては一定の保育水準が確保できているものととらえており、現時点においては新たに基準を設けることは考えていない旨答弁いたしました。

2点目の、無償化に伴う市財政運営への影響につきましてのお尋ねでございますが、前段につきまして制度説明を行っておりますが、この部分につきましては教育委員会協議会でも説明している内容でございますので、割愛をさせていただきます、4ページに飛んでいただきたいと思っております。本市におきましては、これまで市独自の取り組みを実施してきたところであり、幼児教育・保育の無償化の開始に伴い、実質的に負担が増える世帯が一部発生することが予想されますことから、市独自で次の4つの支援策を講じ、負担が増加する世帯が発生しないよう取り組んでまいります。ということで1つ目、公立保育園における副食費の徴収額を国が目安としている4,500円とし、現在公立保育園における3歳以上の児童の副食費が市内全園の平均で月額5,438円となっておりますが、実費との差額分を市が負担することで保育者負担の軽減を図るものであり、その費用として年間約350万円を見込んでいること。

2つ目、市が独自に実施している第三子以降保育料等負担軽減補助事業の継続であ

り、無償化につきましては3歳児以上の施設利用料は無償となりますが、これまで保育料が全額補助対象となっている世帯の一部につきましては実質負担増になる可能性がありますことから、補助対象に施設利用料のほか副食費を加えて補助を行うことにし、これまで副食費の補助を実施していなかった私立幼稚園につきましても、保育園との負担の公平性を担保するため副食費の補助を行うことといたしまして、これらの費用として年間約760万円を見込んでいること。

3つ目、子ども・子育て支援新制度に移行していない市内5園の私立幼稚園の副食費補助を実施することを御説明しております。無償化における副食費の免除につきましては、新制度に移行した幼稚園のみが対象となることとされており、支援を行わないとした場合この5つの私立幼稚園に通う児童のうち、年収360万円未満の世帯及び国の基準による第3子以降の児童について副食費が免除にならないことから、保護者負担の公平性を担保するため、新制度に移行していない市内の私立幼稚園につきましても、国の免除基準と同様に副食費への補助を行うこととし、その事業費として年間約960万円を見込んだこと。

4つ目、特定施設2歳児就園支援費補助事業の継続でございますが、無償化施行後も満3歳児未満の児童の世帯が負担増となることがないように、事業を継続して実施するというものであり、事業費として年間約420万円を見込んだことを答弁しております。また無償化に係る市の負担額につきましては、現時点では年間ベースで約2億7,300万円と見込んでいること。地方負担については、今年度は全額国が負担することとなっておりますが、令和2年度以降の地方負担につきましては地方財政計画の歳出に全額計上し一般財源総額を増額確保した上で、地方交付税の算定に当たっても地方負担の全額を基準財政需要額に算入するとともに、地方消費税交付金の社会保障費増税分全額が基準財政収入額に算入されるということを御説明いたしまして、無償化に係る地方負担は発生しないとされておりますが、現時点においては金額的には明らかではなく、幼児教育保育の無償化に係る市負担分は2億7,300万円を見込んでおりますが、無償化に係る事業のほか、市が独自で行う第3子以降保育料等負担軽減補助事業等を含めると、無償化後の市全財政全体への影響額といたしましては、年額ベースで約2,800万円の軽減と試算しているところであり、ただしこの軽減額につきましては流動的なものであると認識していることを御答弁いたしました。

3点目の、副食費を市が負担する考えにつきましては、3歳児以上の副食費の月平均額は5,400円ほどとなっておりますが、子育て支援の観点から市といたしましては4,500円を徴収することとし、月額900円程度の負担軽減を図ることとしております。副食費を市が全額負担した場合、年間ベースで新たに5,500万円の負担が見込まれるところであり、無償化による市財政の影響額といたしましては最大でも約2,800万円の軽減にとどまりますことから、副食費の財源といたしましては不足すること。無償化施行後におきましては幼稚園の預かり保育などの事業が増えることや、無償化に伴うシ

システムの運用に要する費用、人件費等の増加も想定され、さらなる市の負担増は難しいと考えていること。また内閣府の通知等によりますと、給食の材料にかかる費用は自宅で子育てを行う場合も同様にかかる費用であり、これまでも保育料の一部として保護者の皆様に御負担いただいていたものであるということから、御家庭での保育を行っている世帯との均衡を図る上からも、保護者の皆様に副食費の材料費については御負担いただくべきものであらうと考えている旨答弁したところでございます。

以上が今回の9月議会における一般質問の中の教育関係事項についての内容でございます。駆け足で失礼いたしました。

○佐藤教育長

大変なボリュームをいま一気にお話し申し上げましたけれども、4人の方々のご質問、それに対する答弁について、もし何かここで御質問、御意見等あればお伺いしたいと思えます。ございませんでしょうか。

○役重委員

はい。では質問を。

○佐藤教育長

役重委員。

○役重委員

照井明子さんと櫻井さんの幼児教育、この2名について再質問と答弁がどのようなものがあつたか、簡単でいいのでちょっと教えていただけますか。

○岩間教育部長

はい。照井明子議員からの再質問はございませんでした。照井議員はもう一つの質問事項の再質問に時間がかかったということもあつたのですが、教育委員会のほうにはございませんでした。

櫻井議員につきまして再質問があつたのは、副食費を市が負担する考えという部分のことで、基本的に国としては地方財政計画のほうに歳出を全額計上したり、地方交付税の算定に当たっての基準財政需要額に全額算入するというようなことを言っている中で、本当に経費が浮かないのかといったようなことと、それを以て負担をなくすということを考えるべきではないかというような趣旨のことが、繰り返し御質問あつたというところでございます。交付税の金額の算定についてはなかなか難しいところがあるので、需用額を全額算入ということが、国のほうから全額お金が来るのではないというあたりを御説明いたしました。地方交付税の制度自体の複雑さもあり、議論が平行線だったのかなというところはございます。以上です。

○佐藤教育長

他の市町で全額補助をするところがある。つまり無償化によって、基本的に金が浮くのだと。だから副食費の補助はやるべきだと。というふうな考え方のようですね。

○役重委員

でも、口約束ですもんね。

○岩間教育部長

地方消費税が入ってくるので、その分がどのように振れるのかわからないので、交付税については今お話できるような状況ではないと考えております。

○佐藤教育長

他にございませんでしょうか。高校再編の関係とか。衣更着委員。

○衣更着委員

高校再編の懇談会に私もちょっと行って見たのですが、中部ブロックは生徒数の減少の面で結構厳しい状況もあるので、教育長がお答えした市の取り組みとして「現状維持」を目指すという方針を聞いて、安心しているところでございます。花巻北高校の中高一貫校には期待をしているのですが、これについての展望といたしますか、今後の具体的な部分というのはどうなのでしょう。その辺のところ、まだ要望を伝えただけという段階なのでしょう。この件で市議会でも再質問は無かったのかという点、ちょっと聞いてみたいと思います。

○岩間教育部長

はい、衣更着委員おっしゃるとおり、議会での再質問等はありませんでした。県の教育委員会において併設型中高一貫校につきましては、まだ一関一高とその附属中学校の状況を検証している段階であるということで、積極的にこれを拡充していくという姿勢は今のところ無いというのが現状でございます。ただ中高一貫校については、ほかの地域からも県のほうに要望が出ているという話も伺っておりまして、いつまでも検証ではなくて、先に進めてほしいということをお願いしている状況でございます。

○佐藤教育長

一関の中高一貫校はスタートして11年目になります。入学してから中学校3年、高校3年で6年、そして大学で4年。今これからということで、まだ検証の余地はある、といったようなことのようにです。

○衣更着委員

一関第一高校のような併設型は、これは県教委で検証中だと。軽米とか葛巻とか、連携型ですか、これも中部ブロックにあてはまるんですか。これも検証した上で、今後花巻市でも要望していくんですか。

○岩間教育部長

花巻で要望しているのはあくまでも併設型のほうで、連携型については要望しておりません。基本的に今回中高一貫を要望したその背景として、盛岡とか一関のいわゆる進学校に花巻の子供たちが流出している。その子供たちがなぜ流出するのかということで、いわゆる県内でも偏差値の高い学校が特に盛岡に集中している状況から、その先の大学進学を見据えた子供たちが流出していると見ています。逆に花巻北高校に

は、市外から80人を超える子供たちが毎年入学しているという状況で、進学という部分に特化して考えた要望ということになっております。

○佐藤教育長

他に一般質問の関係ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。それでは質疑を打ち切りたいと思います。報告に対する質疑を終結いたします。

以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。本日の教育委員会議、これを以って閉会といたします。どうもありがとうございました。